

阿賀野市条例第25号

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年阿賀野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第3条第3項第1号中「同条第4項」を「同条第6項」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。